**○国土交通省告示第八百十七号**

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十六年八月十三日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一

| 型式指定番号 | 指定装置の種類、名称及び型式 | 製作者等の氏名又は名称及び住所 |
|---|---|---|
| ㊞G—2381 | 一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ABF3SZ—VE—3 | ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町1番1号 |

**○国土交通省告示第八百十八号**

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十六年五月十六日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十六年八月十三日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一

| 型式認定番号 | 車名及び型式 | 車体の形状 | 原動機の名称及び型式 | 原動機の総排気量(L) | 製作者等の氏名又は名称及び住所 |
|---|---|---|---|---|---|
| 農3354 | クボタ　WD　R—C612 | 刈取脱穀作業車 | クボタ　V3800 | 3.769 | 株式会社クボタ　大阪府大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号 |

**○国土交通省告示第八百十九号**

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十六年五月二十一日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十六年八月十三日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一

| 型式認定番号 | 車名及び型式 | 車体の形状 | 原動機の名称及び型式 | 原動機の総排気量(L) | 製作者等の氏名又は名称及び住所 |
|---|---|---|---|---|---|
| 農3355 | ヰセキ　UD　S—T199F | 農耕トラクタ | シス　66A | 6.595 | 井関農機株式会社　愛媛県松山市馬木町700番地 |
| 農3356 | ヰセキ　UD　S—T208F | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 農3357 | ヰセキ　WD　R—T207F | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 農3358 | ヰセキ　WD　R—T209F | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 農3359 | ヰセキ　WD　R—T210F | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 農3360 | ヰセキ　WD　R—T211F | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 農3361 | ヰセキ　WD　R—T212F | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

**○国土交通省告示第八百二十号**

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十六年六月二日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十六年八月十三日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一

| 型式認定番号 | 車名及び型式 | 車体の形状 | 原動機の名称及び型式 | 原動機の総排気量(L) | 製作者等の氏名又は名称及び住所 |
|---|---|---|---|---|---|
| 農3362 | マッセイ・ファーガソン　UDS—SU74A2 | 農耕トラクタ | シス　74A | 7.365 | エム・エス・ケー農業機械株式会社　北海道恵庭市戸磯193—8 |
| 農3363 | マッセイ・ファーガソン　UDS—SU66A | 〃 | シス　66A | 6.595 | 〃 |
| 農3364 | マッセイ・ファーガソン　UDS—SU66A2 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

**○国土交通省告示第八百二十一号**

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十六年六月十一日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十六年八月十三日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一

| 型式認定番号 | 車名及び型式 | 車体の形状 | 原動機の名称及び型式 | 原動機の定格出力(kW) | 製作者等の氏名又は名称及び住所 |
|---|---|---|---|---|---|
| 特2205 | コマツ　ZA　F—M284K | フォーク・リフト | 明電　KL　3 | 12.0 | 株式会社　小松製作所　東京都港区赤坂二丁目3番6号 |

**○環境省告示第九十一号**

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令第二号）第九条の二第一項第一号の規定に基づき、化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法（昭和五十四年五月環境庁告示第二十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年八月十三日

環境大臣　石原　伸晃

別記一の(一)中「第三十号」を「第三十一号」に改める。

**○環境省告示第九十二号**

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令第二号）第九条の二第一項第一号の規定に基づき、窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法（平成十三年十二月環境省告示第七十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年八月十三日

環境大臣　石原　伸晃

別記一の(一)中「第四十号」を「第四十一号」に改める。

**○環境省告示第九十三号**

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令第二号）第九条の二第一項第一号の規定に基づき、りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法（平成十三年十二月環境省告示第七十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年八月十三日

環境大臣　石原　伸晃

別記一の(一)中「第四十一号」を「第四十二号」に改める。

**○東北地方整備局告示第百二十五号**

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月十三日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十三日

東北地方整備局長　縄田　正